

平成25年度における京都市教職員の給与の額の特例に関する条例（平成25年6月28日京都市条例第13号）

諸般の状況により、京都市教職員の給与等に関する条例の適用を受ける教職員（再任用教職員を除く。）の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給料、教職調整額及び地域手当の額について、当該額に次の表の左欄に掲げる教職員の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を減じることとする特例措置を講じることとしました。

教 職 員 の 区 分	割 合
校長及び校長と同等の職にある者	100分の6.4
教頭及び教頭と同等の職にある者	100分の4.8
上記に掲げる者以外の者	100分の3.6

この条例は、平成25年7月1日から施行することとしました。

平成25年度における京都市教職員の給与の額の特例に関する条例を公布する。

平成25年6月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第13号

平成25年度における京都市教職員の給与の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年度における教職員（京都市教職員の給与等に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項に規定する教職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された教職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する給料、教職調整額及び地域手当の額について、条例の特例を定めるものとする。

(給料、教職調整額及び地域手当の額の特例)

第2条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における教職員の給料、教職調整額及び地域手当の額は、条例の規定にかかわらず、条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる教職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 条例第4条第1項第1号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が4級であるもの、同項第2号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が3級又は4級であるもの（職務の級が3級である教職員にあつては、管理又は監督の地位にあるものに限る。）及び同項第3号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が6級から10級までのいずれかであるもの 100分の6.4
- (2) 条例第4条第1項第1号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が3級であるもの、同項第2号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が2級、特2級又は3級であるもの（職務の級が2級又は特2級である教職員にあつては管理又は監督の地位にあるもの限り、職務の級が3級である教職員にあつては管理又は監督の地位にあるものを除く。）及び同項第3号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が4級又は5級であるもの 100分の4.8
- (3) 前2号に掲げる教職員以外の教職員 100分の3.6

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成 2 6 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)